

## 第1章 総則

### 第1節 風水害対策計画方針

#### 第1 風水害の被害想定

##### 1 浸水想定

###### (1) 浸水想定河川

洪水被害には、堤防から水があふれたり、堤防が決壊したりすることによる外水氾濫と、堤内地の排水不良からおこる内水氾濫とがある。このうち、大きな被害が生じるのは大河川の外水氾濫であるが、本町の場合、四方を荒川、入間川、越辺川、都幾川、市野川が流れており、過去においては大きな洪水被害が発生している。

これまでの治水対策事業は、比較的発生頻度の高い降雨に対して堤防によって防御することを基本とし、過去最大の洪水に対応できるよう整備されてきた。しかし近年、地球温暖化の影響で、今までに経験したことのないような大型台風、集中豪雨や大雨などにより、洪水による大規模な水害が日本各地で発生している。

このような背景を踏まえ、平成27年の水防法改正を受けて、これまで河川整備において基本となる降雨を前提としていた洪水浸水想定区域図(計画規模)が、想定し得る最大規模(以下、「想定最大規模」という)の降雨を前提とした区域図に拡充して、河川管理者から公表された。

現在、指定・公表されている想定最大規模の浸水想定区域図のうち、本町に係る河川は次のとおりである。

指定河川名	浸水想定区域図名	作成主体	作成・指定年月日	指定の前提となる計画降雨
荒川	荒川水系荒川 浸水想定区域図	国土交通省 関東地方整備局 荒川上流河川事務所・ 荒川下流河川事務所	H28. 5. 30	荒川流域の 72 時間総雨量 632 mm
			R 1. 6. 20	入間川流域の 72 時間総雨量 740 mm
市野川	荒川水系市野川 浸水想定区域図	埼玉県	R 2. 5. 26	2 日間総雨量 819 mm

資料) 国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所、埼玉県県土整備部河川砂防課

注) 県管理河川である市野川は、水防法第13条第2項による指定河川

#### 2 浸水想定結果

##### (1) 荒川浸水想定区域

国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所では、荒川水系に72時間総雨量632mm、入間川水系72時間総雨量740mmが降り、かつ荒川の堤防が決壊した場合に想定される浸水状況を氾濫シミュレーションにより求めており、浸水想定区域は、洪水ハザードマップに示すとおりである。

これによると、本町全域にわたり浸水すると想定されており、水深は深いところで5m～10m未満となり、浸水継続時間は最大2週間程度と、長期に渡るとされている。

## (2) 市野川浸水想定区域

県では、市野川流域に2日間で819mmが降り、かつ市野川の堤防が決壊した場合に想定される浸水状況を氾濫シミュレーションにより求めており、浸水想定区域は、ハザードマップに示すとおりである。

これによると、荒川の堤防が決壊した場合と比べ、浸水想定区域は全域とはならないが、避難が必要と考えられる浸水深0.5m以上(床上浸水)の区域は、広範囲に渡るとされている。

## 第2 風水害対策の基本的な考え方

本町は、周囲を河川に囲まれており、また、囲堤の内部においても、かんがい排水用等の水路も多く、水害に対する予防は特に重要であり、大雨に伴う河川の氾濫、浸水及び冠水への対応を基本とした防災対策を推進する。

### 1 被害特性を反映させる

本町における近年の水害は、台風期の大雨に伴い、用・排水路の未整備地域で一部道路冠水等の被害が出ている。また、堤防が決壊した場合は、町の全域が浸水し、大きな被害が生じることが想定されている。このような被害特性を反映した計画を策定する。

### 2 総合的な治水対策

水害を防ぎ、治水水準を向上させるために、河川及び下水道の整備に加えて流域における雨水の貯留、浸透機能を増進する雨水流出抑制施設の普及等を含めた総合的な治水対策を進める。

### 3 事前行動計画(タイムライン)を取り入れた活動体制の整備

台風等の風水害は、いつ起こるか分からない地震災害と異なり、台風等が発生してから被害が生じるまでに時間があり、かつ近年の進路予報精度の向上により、先を見越した対応で減災が可能である。

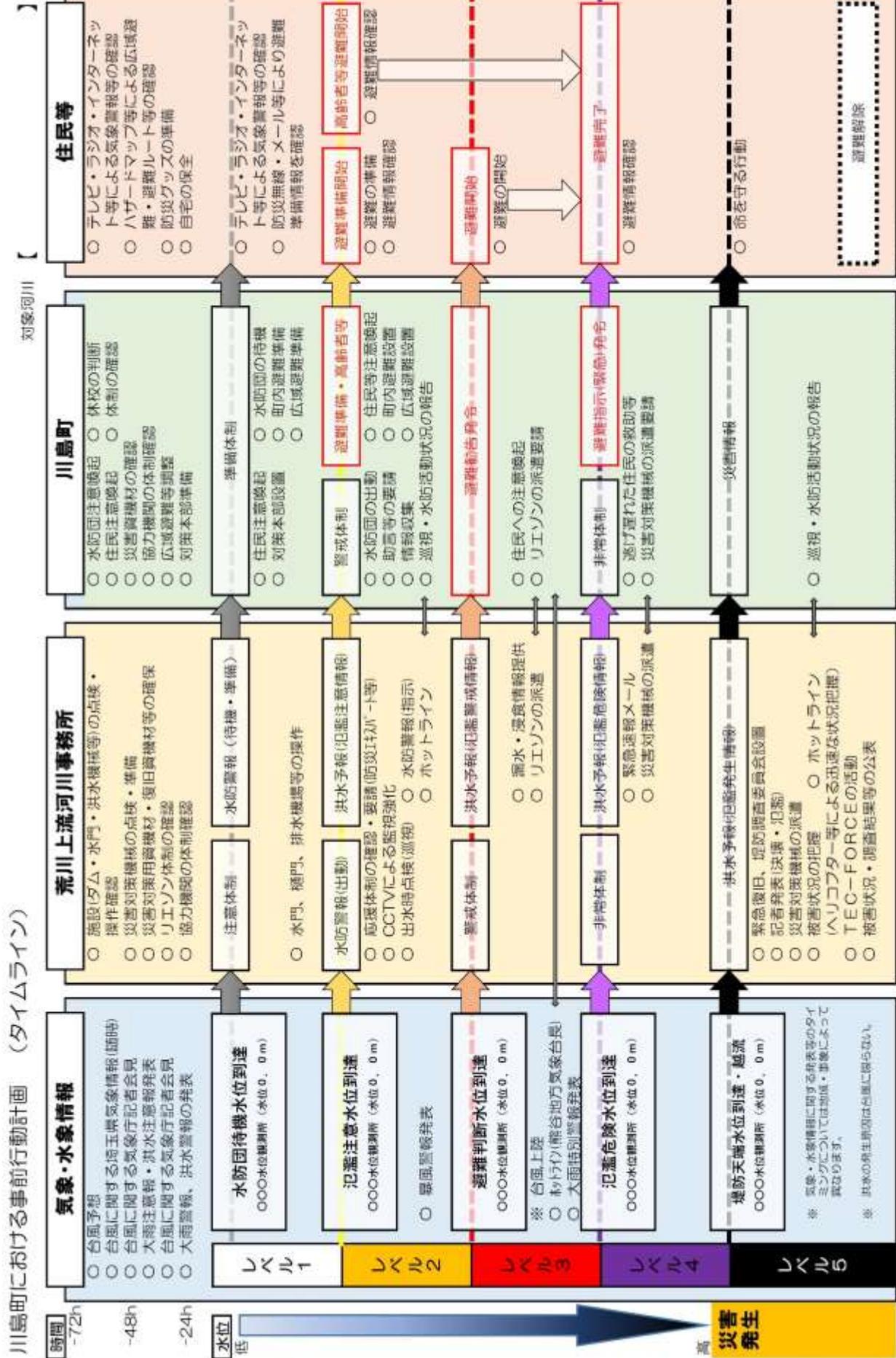
あらかじめ、町、周辺市町村及び各防災関係機関が協力し、時系列の災害対応事項を整理した事前行動計画(タイムライン)を作成しておくことで、早期の的確な防災対応とそれによる被害の最小化(減災)が期待できる。

事前行動計画においては、周辺市町村や防災関係機関との連携が重要となるため、今後の国によるガイドライン作成等の動向を踏まえ、本町及び防災関係機関においても事前行動計画の作成について検討し、台風の接近や大雨による風水害に備えた活動体制の整備を図るものとする。

#### 《参考》

##### ○事前行動計画(タイムライン)とは

台風による大規模水災害など、予測できる災害に対して、自治体や政府、交通機関、企業、町民などが災害発生前から発生後まで、あらかじめ時間ごとに相互に連携した予防対応・応急措置を明確にしておく防災計画のこと。いつ、誰が、どのように、何をするかを具体的に記述し、災害発生前から発生後まで、時間軸をベースとして計画を策定する。



## 4 避難の考え方

大雨や台風は、地震災害とは異なり、気象情報などにより、洪水災害の危険性をある程度予測することができるため、「自らの命は自らが守る」よう、雨量や河川水位の状況などから適切な時期に避難を呼びかける必要がある。

### (1) 町外への広域避難

国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所が公表した浸水想定区域図(想定最大規模)では、荒川、入間川の氾濫が発生した場合、町全域が浸水し、長期間の浸水が想定される。また、水が引くまで最大2週間程度かかるため、水道、電気、ガス、トイレ等が使えないなかで、町内で生活することは難しい。浸水の恐れのない町外への広域避難が必要である。

町外への広域避難には時間がかかるため、早期に自主的な避難ができるよう早め早めの情報の伝達が重要となる。大規模な水害を引き起こす台風や大雨などの正確な気象情報の把握と的確な情報伝達が必要である。

### (2) 町内の緊急避難場所

本町の避難は、浸水想定区域外への自主的な広域避難を原則とするが、浸水想定区域外への避難が困難な場合や避難のための時間的余裕がない場合は、指定している避難所が浸水想定区域内であっても避難施設の浸水しない階を緊急避難場所として利用するものとする。また、地域にある鉄筋コンクリート等の構造物で高台としての機能がある施設に緊急的に避難(垂直避難)することについて、企業等へ働きかけるものとする。

氾濫シミュレーションの結果では、各河川において、本町に接している箇所及び近傍の堤防が決壊した場合による各避難所の最大浸水深と施設使用可能階は次表のとおりである。

### (3) 高台避難場所の確保

町は、町内の避難場所として、高台避難場所の整備を図る。

#### 《参考》

##### ◆「垂直避難」について

垂直避難とは、災害時に身の危険が迫っているが、安全な場所まで避難する時間がない場合、安全な場所と空間を確保するために上下垂直方向に避難することを言う。例えば、水害の場合、自宅や隣接建物の2階などへ緊急に避難する、あるいは土砂災害の場合、周囲の建物より比較的高い建物(鉄筋コンクリート等の堅固な構造物)の2階以上(斜面と反対側の部屋)に避難することをいう。

なお、国土交通省では2013年3月に「洪水ハザードマップ作成の手引き」の改定を行い、従来のハザードマップでは浸水の目安に応じて5段階としていた浸水深ランクを3.0m以上(2階浸水)、0.5m~3.0m未満(1階床上浸水)、0.5m未満(1階床下浸水)の3段階に簡素化して表示し、浸水深0.5m~3.0mの区域では「避難が遅れた場合は、無理をせず自宅2階等に退避」などとしている。

## 5 洪水ハザードマップ

平成27年の水防法の改正により、町は想定最大規模の降雨に対応した浸水想定図を作成し、これに応じた避難方法等を町民に適切に周知するため、洪水ハザードマップを作成する。日本各地に発生した台風や豪雨などでは、浸水区域内に多くの町民が取り残され、救助されている。このため、町では、町民の避難行動に直結する町民目線に立った洪水ハザードマップを作成する。

## 6 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成

平成29年5月の水防法の改正により、浸水想定区域内にある要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、避難確保計画の作成や避難訓練の実施が義務化され、利用者の確実な避難確保を図ることとなった。

町は、避難確保計画の説明会の開催や計画作成の支援を行う。

## 7 避難教育の推進

水害に備え、町民一人ひとりが取るべき行動をあらかじめ時系列でまとめておくマイタイムラインを作成し、避難を自分のことと捉え、町外への広域避難の大切さを理解し、自主的な避難行動に結びつくようにしていく。

また、防災教育の一つとして児童・生徒を対象に、今までに経験したことがないような水害が発生したらどうなるのか、授業で学ぶとともに、「自らの命は自らが守る」意識を幼少期から醸成していく。

各避難施設における浸水深と使用可能階

施設名	最大浸水深	2階高さ	使用可否	3階高さ	使用可否	備考
中山小学校	2.9m	4.2m	○	7.8m	○	
伊草小学校	4.5m	4.2m	×	8.0m	○	
つばさ南小学校	5.7m	4.0m	×	—	—	
旧出丸小学校	5.3m	4.2m	×	7.9m	○	
つばさ北小学校	4.5m	4.4m	×	—	—	
旧小見野小学校	4.4m	4.0m	×	—	—	
川島中学校	5.7m	4.6m	×	8.4m	○	
西中学校	4.1m	4.6m	○	8.4m	○	
町民体育館	5.5m	4.5m	×	—	—	
町民会館	5.5m	4.2m	×	—	—	
コミュニティセンター	5.5m	4.5m	×	—	—	
武道館	5.5m	6.8m	○	—	—	
役場	4.1m	4.1m	○	—	—	

※ 建物の高さは、平成27年度の測量データを使用。役場は、かさ上げ後の高さを使用。

※ 最大浸水深は、荒川水系荒川及び入間川流域の洪水浸水想定（想定最大規模）の浸水深を使用。

（出典：国土交通省荒川上流河川事務所）